

価格以外の評価点の算定方法

工 事 名 : 道路改良工事 (工 R5-041)

工 事 箇 所 : 町道 1 - 1 1 号線 上三川町大字五分一地内

1 価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

ア 価格点 80点

価格点 = 基礎点 (80) × (最低入札価格 / 入札価格) 小数点以下第 4 位を切り捨て

イ 価格以外の評価点 20点

2 価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目審査申請書 (添付書類も含む。) により、下記の表に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目	配 点	評価基準	評価点
(1) 工事成績評定 過去 2 か年度 (令和 3・4 年度) の町発注工事の工事成績評定点の平均値 (小数点以下第 2 位四捨五入) により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を 65 点とみなす。	4. 0 点	78 点以上	4. 0 点
		74 点以上 78 点未満	3. 0 点
		70 点以上 74 点未満	2. 0 点
		70 点未満	0 点
(2) 企業の施工実績 同種工事を元請けとして施工した実績 (特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。) により評価する。	2. 0 点	同種工事の経験あり	2. 0 点
		同種工事の経験なし	0 点
(3) 配置予定技術者の施工経験 同種工事を主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した経験 (特定建設工事共同企業体の構成員としての経験を含む。) により評価する。	2. 0 点	同種工事の経験あり	2. 0 点
		同種工事の経験なし	0 点
(4) 配置予定技術者の保有資格 配置予定技術者の保有する資格を評価する。評価の対象とする資格は、4 に掲げる国家資格等に限る。	2. 0 点	国家資格等あり	2. 0 点
		なし	0 点
(5) ISO の認証取得 評価項目審査申請書提出日現在有効な、ISO9001 又は ISO14001 の認証取得の有無により評価する。	1. 0 点	ISO9001 及び ISO14001 両方を取得	1. 0 点
		ISO9001 又は ISO14001 いずれかを取得	0. 5 点
		なし	0 点

(6) 建設業労働災害防止協会への加入 評価項目審査申請書提出日現在における、建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。	1. 0点	加入あり	1. 0点
		加入なし	0点
(7) 災害時等への地域貢献 評価項目審査申請書提出日現在において、町との間で締結した災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録より評価する。	2. 0点	あり	2. 0点
		なし	0点
(8) 地域内拠点の有無 本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。	2. 0点	上三川町内	2. 0点
		その他の地域	0点
(9) 地域活動の実績 昨年度中に町内で行った、愛ロード、愛リバー又は愛パーク及び道路里親事業等のボランティア活動の有無により評価する。	3. 0点	実績あり	3. 0点
		実績なし	0点
(10) 地域産業への貢献 当該工事における町内業者への一次下請発注の有無を評価する。ただし、元請業者（特定建設工事共同企業体の場合は、代表者又は構成員）が町内業者の場合は、町内業者への一次下請ありとみなす。	1. 0点	実績あり	1. 0点
		実績なし	0点

3 価格以外の評価項目における同種工事は、次の条件に該当する工事とする。

平成25年度以降に完成引き渡し完了した、国、地方公共団体、特殊法人等、都道府県出資公社発注の、延長4.5m以上のプレキャストL型擁壁を施工した道路改良工事。

4 価格以外の評価項目における「国家資格等」とは、次の資格等である。

- ア 1級土木施工管理技士
- イ 1級建設機械施工技士

5 評価項目算定資料については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。

配置予定技術者の評価点は、最も低い評価を受けたものをもって算定する。

(2) ISO の認証取得については、対象業務を建設工事とし、（財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。

(3) 町内業者への一次下請発注について、町内業者とは上三川町内に本店（建設業法に基づく主たる営業所）がある建設業者、または上三川町内に支店があり上三川町との間で締結した災害

時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿に記載されている建設業者をいい、下請金額の合計が請負金額の100分の5以上である場合に評価する。

- (4) 受注者の責めにより、一次下請業者の選定について、誓約書の内容が履行されない場合は、上三川町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく措置及び、工事成績評点を減ずる措置を行う。